

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

よくある質問 Q&A

太陽光発電システム助成金

令和4(2022)年9月15日

よくある質問 Q&A 目次

1. 助成金制度について	Q.101～	P.1
2. 助成対象住宅について	Q.201～	P.2
3. 助成対象機器について	Q.301～	P.3
4. 申請方法について	Q.401～	P.4

1. 助成金制度について

Q101

国や他の自治体等の助成金との併用は可能ですか？

A101

都の原資が含まれていない助成金であれば併給可能です。

Q.102

契約は交付決定後でないと締結できないのですか？

A.102

本事業では、原則、交付決定後の契約締結となります（交付決定日と同日でも可）。

Q.103

交付決定後に変更可能な項目とその手続きについて

A.103

助成事業者情報の変更届出書を提出することにより、個人にあつては氏名、住所を、法人及び管理組合にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地の変更が可能です。

また、助成対象設備・機器の型式変更、助成対象経費の内訳変更、減額については、実績報告時に変更後の内容で実績報告書を提出することで変更が可能です。但し、助成金額の増額は行いません。

Q.104

既に太陽光発電システムを設置しており、今回増設したいのですが、増設分は、今回の補助金の対象になりますか？

A.104

本事業では、新規に太陽エネルギー利用機器を設置した場合に補助の対象となります。

したがって、増設の場合は、補助の対象外となります。

2. 助成対象住宅について

Q.201

自宅の屋根以外にも、同じ敷地内の車庫や倉庫の屋根にも設置しようと思いますが、補助の対象になりますか？

A201

住宅の屋根に設置される太陽光を前提に助成対象経費を算出しているため、庭やカーポート等は対象外になります。

Q.202

マンションに住んでいるが、バルコニー（壁面）に太陽エネルギー利用機器を設置した場合は補助の対象になりますか？

A.202

管理組合の同意が得られた設置であれば対象となります。

Q.203

所有している店舗等に設置する場合は対象になりますか？

A.203

本制度は住宅用が対象ですので、申請者が居住していることを本人確認書類で確認し、住居も兼ねている店舗等であれば、対象となります。但し、必要に応じて追加の資料を求める場合があります

3. 助成対象機器について

Q.301

JET 認証と同等以上とはどういうことでしょうか？

A.301

JET が加盟している IECEE（IEC 電気機器安全規格適合性試験制度）で認証されている海外の認証制度で認証を受けているものを同等以上とみなします。

Q.302

JET 認証のホームページ認証製品リストで「有効期限切れ」と掲載されているモジュールも対象でしょうか？

A.302

有効期限内に製造、出荷されたものであれば、設置時に有効期限が切れている場合も対象となります。

※有効期限とは、認証取得者（登録者）が認証登録製品を製造し出荷することが出来る期限であり、有効期限内に製造し出荷された製品は、有効期限終了後においても認証登録品と相違ありません。

Q.303

IECEE 認証の有効期限は、どのように確認すればよいのでしょうか？

A.303

以下の IECEE のホームページから加盟する加盟する海外認証機関を確認いただき、各機関にお問い合わせください。

<https://www.iecee.org/dyn/www/f?p=106:41:0>

Q.304

1KW 未満でも申請可能ですか？

A.304

1kW 未満であっても要件を満たす太陽光であれば対象とします。

Q.305

申請した太陽光発電設備が、交付決定の後に発注しようとしたところ、半導体不足により入手困難となってしまったのですが、別の太陽光設備に変更することは出来ますか？

A.305

助成対象機器の型式変更は可能です。ただし、助成金額の増額は行いません。

4. 申請方法について

Q.401

申請時に太陽光の申請を忘れてしまったのですが、まだ申請できますか？

A.401

太陽光の申請書が同封されていない場合は同時申請とみなしません。

交付決定より前であれば、取り下げ後、再度併せて申請書をご提出ください。

交付決定より後であれば、助成事業を廃止し手続きを行い、再度併せて申請書をご提出ください。

取り下げ・助成事業の廃止手続きについては、同時申請する事業の手引きをご確認ください。

Q.402

電力会社との売電契約がないと、申請はできないのでしょうか？

A.402

売電を助成要件にしていらないので、売電契約がなくても申請できます。

Q.403

電灯契約者と申請者が異なるのですが申請できますか？

A.403

助成対象者は、助成対象設備を設置する住宅の所有者又は管理組合と定めているので電灯契約者と申請者が異なっても申請できます。

Q.404

蓄電池と太陽光発電システムを設置した建売戸建住宅を販売していますが、販売業者が補助金の申請をすることは可能ですか。（補助金の交付を受けることはできますか）

A.404

建売戸建住宅の販売事業者も法人として申請いただければ申請可能です。ただし、家庭における蓄電池導入促進事業の交付要綱第19条4項の義務（重要事項説明書等への追記）が課されます。

Q.405

蓄電池と太陽光どちらか一方のみリースの場合の申請方法

A.405

所有者が申請することになっております。

2通の申請書を作成し、同時に申請してください。